

# 氷川ダム湖面利用ルール

熊本県氷川ダム管理所

## 第1章 総則

### 1-1. ルールの名称

肥後平家湖（氷川ダム貯水池）を利用するにあたっての基本ルールを「氷川ダム湖面利用ルール」（以下、本ルールという）という。本ルールは、湖面利用者、周辺住民、関係行政機関などの意見聴取を基にとりまとめたものである。

### 1-2. ルールの目的

本ルールは、「地域に開かれたダム」として、観光・レクリエーション資源としての氷川ダムの活かな利活用を図り、地域振興につなげていくとともに、湖面の環境保全や安全確保、迷惑行為の防止等の啓発や湖面利用のマナー向上に資することを目的とする。

### 1-3. ルールの適用範囲

本ルールの適用範囲は、湖面を利用するすべての利用者とする。

## 第2章 利用一般

### 2-1. 湖面利用の内容

湖面利用の内容については、以下の利用を禁止とする。

- ・燃料を使用する船舶等の利用  
（小型エンジン付きボート、水上バイク類等）
- ・営利を目的とする利用

### 2-2. 利用期間及び時間

#### 1) 利用期間

湖面の利用期間は通年とする。ただし、「2-6 湖面利用の禁止」に該当する期間は利用禁止とする。

#### 2) 利用時間

湖面の利用時間は、原則として9:00から17:00までとする。ただし、湖岸からの魚釣り、白岩戸公園での遊泳及び水遊び利用の場合は、日の出から日没までとする。  
日没後の湖面利用は認めない。

### 2-3. 利用区域

氷川ダム堤体周辺、曝気装置及び噴水設備等の周辺については危険であるため、立ち入りを禁止する（別図参照）。また、繋船設備についても利用を禁止する。

白岩戸公園の親水区域のうち白岩戸橋から第二堰までの区域では、遊泳者の安全を考慮して1月1日から8月31日までの期間は魚つりを禁止する。

#### 2-4 . 船舶等の進入路

動力を使用しない船舶等の肥後平家湖への進入は、原則として、和小路及び草谷公園の 2 箇所のみとする（別図参照）。ただし、氷川ダム管理所が許可した者については、繫船設備からの進入を認める。

進入路を使用するにあたっては、車両の速度は、15km/h 以下とし、船舶等の搬入搬出に必要な場所以外への進入は禁止する。

#### 2-5 . 駐車場

駐車場については、指定の場所のみとする（別図参照）。

#### 2-6 . 湖面利用の禁止

氷川ダム管理所が、河川管理およびダム管理上、湖面利用に支障もしくは危険があると判断した場合

### 第 3 章 安全管理

#### 3-1 . 自己責任

湖面利用における安全確保については自己責任とする。

#### 3-2 . 安全の徹底

湖面利用者（船舶・カヌー等利用者）は、湖面利用に際して、救命胴衣（ライフジャケット）を必ず着用しなければならない。

湖面利用者は、利用当日の気象情報を入手するなど、事故等を未然に防ぐために考えられる万全の対策をとることとする。

湖面利用者は、氷川ダム管理所職員の注意喚起及び指示に直ちに従うこととする。

#### 3-3 . 事故等の連絡

肥後平家湖において各種事故が発生、発見した場合は、速やかに以下の関係機関に連絡することとする。

八代警察署 ( 0 9 6 5 - 3 3 - 0 1 1 0 )

八代広域行政事務組合消防本部 ( 0 9 6 5 - 3 2 - 6 1 8 1 )

八代市泉支所 ( 0 9 6 5 - 6 7 - 2 1 1 1 )

氷川ダム管理所 ( 0 9 6 5 - 6 7 - 2 5 3 0 )

## 第4章 魚つりに関する規制

### 4-1. 魚つりにあたっての遵守事項

魚つりによる湖面利用にあたっては、以下の項目を遵守することとする。

魚つりによる湖面利用者は、つり針、つり糸等を放置しない。

魚つりによる湖面利用者は、つりマナーの向上に努めなければならない。

立ち入り禁止区域や危険な場所でつりを行ってはならない。

白岩戸公園の親水区域のうち白岩戸橋から第二堰までの区域では、1月1日から8月31日までの期間は魚つりを行ってはならない。

### 4-2. 外来魚に関する遵守事項

外来魚については、以下の項目を遵守することとする。

外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等）を持ち込んだり、生きたままで持ち出したりしてはならない。

外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等）を捕獲した場合は、原則として再放流せずに、回収ボックス又は回収プールに投入をお願いする。

## 第5章 環境保全

### 5-1. ゴミの持ち帰り

湖面利用者は、湖面利用に起因するゴミ等は、持ち帰らなければならない。また、利用者に起因しないゴミ等についても持ち帰るように努めることとする。あわせて、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた場合には、警察やダム管理者への通報に協力することとする。

### 5-2. 迷惑行為の禁止

肥後平家湖周辺における居住環境や肥後平家湖を取り巻く豊かな自然環境の保全に配慮し、肥後平家湖及びその周辺での騒音等の迷惑行為を禁止する。

## 第6章 その他

### 6-1. ルールの見直し

本ルールを変更する場合は、関係機関の意見を徴取し変更を行うものとする。

### 6-2. ルールの施行

本ルールは、平成24年11月1日より施行する。

第1回改定は、平成25年6月1日より施行する。

第2回改定は、平成27年11月1日より施行する。

第3回改定は、平成29年7月1日より施行する。

# 氷川ダム湖面利用マップ

## マップの凡例・氷川ダム湖の利用ルール

※氷川ダムを利用する際は、ルールを守ってください。

<p><b>湖面利用可能区域</b></p> <p>ただし、以下の内容は利用禁止とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料を使用する船舶の利用</li> <li>営利を目的とする利用</li> </ul> <p>氷川ダム管理所が、利用に支障もしくは危険があると判断した場合、利用を禁止します。</p>	<p><b>利用禁止区域</b></p> <p>氷川ダム堤体周辺、曝気装置及び噴水設備等の周辺については危険であるため、立ち入りを禁止します。警備設備も利用禁止です。</p>	<p><b>低速航行区域</b></p> <p>燃料を使用しない船舶の利用者は、赤線枠内の区域では低速航行してください。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------

### 利用期間・利用時間

湖面の利用期間は通年とします。  
利用時間は9:00～17:00とします。

### 駐車場

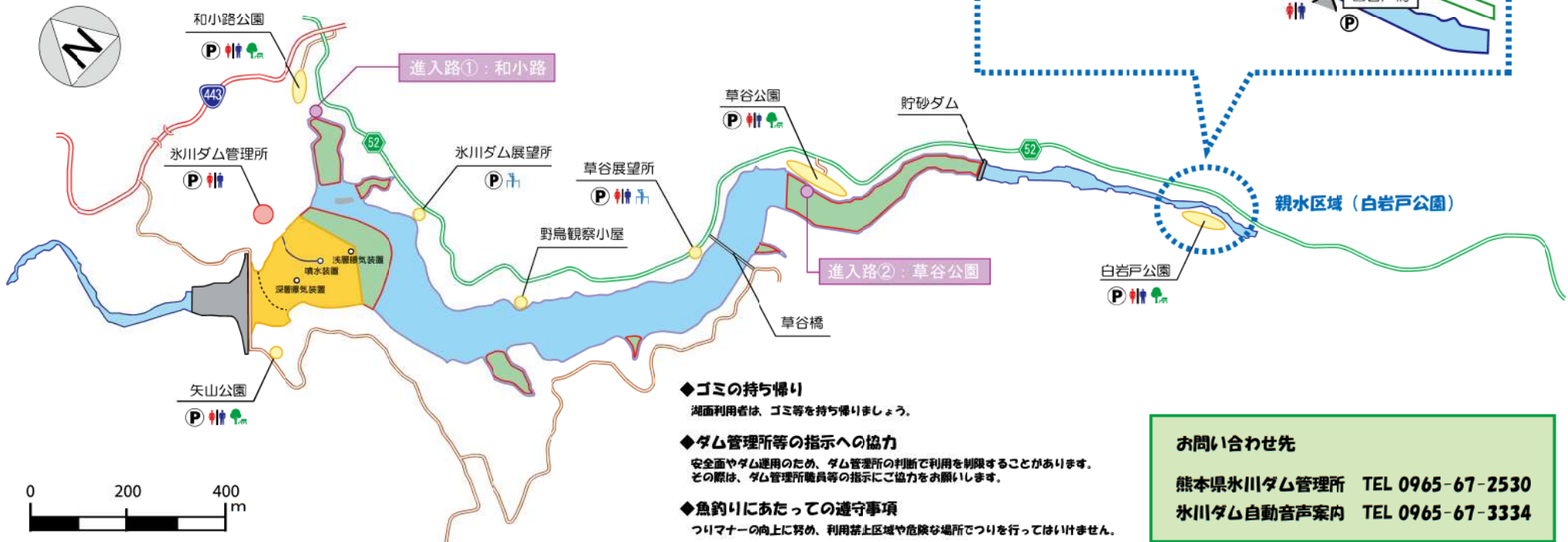
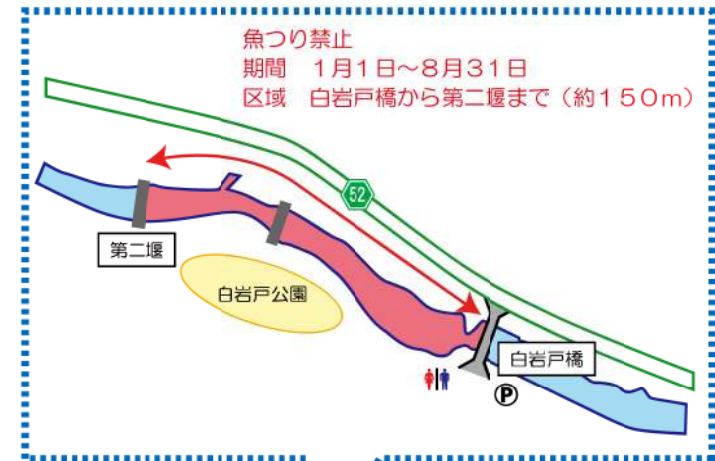
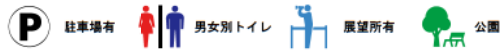
**P** の箇所のみ使用できます。

### 安全管理

安全のため、必ず**ライフジャケット**（救命胴衣）を着用してください。

### 船舶等の進入路

船舶等のダム湖への進入は、原則として和小路・草谷公園の2箇所とします。



**お問い合わせ先**

熊本県氷川ダム管理所 TEL 0965-67-2530  
氷川ダム自動音声案内 TEL 0965-67-3334